

民泊の安全措置の手引き

～ 住宅宿泊事業法における民泊の適正な事業実施のために ～

平成 29 年 12 月 26 日
(令和 6 年 4 月 1 日最終改訂)

国土交通省 住宅局 建築指導課

目次

はじめに	2
1. 住宅宿泊事業法で求められる安全措置の内容（法第6条）	3
(1) 非常用照明器具について（告示第一）	3
(2) 防火の区画等について（告示第二第一号イ）	5
(3) 届出住宅の規模に関する措置について（告示第二第二号イ～ホ）	8
2. 届出時の添付書類等について	13
(1) 床面積の考え方について	13
(2) 安全措置の届出住宅の図面上の記載について	14
参考	15
住宅宿泊事業法関係条文	15
住宅宿泊事業法の安全措置に関するチェックリスト	19

平成 29 年 12 月 26 日 第 1 版
平成 30 年 3 月 29 日 第 2 版
令和元年 6 月 24 日 第 3 版
令和 2 年 4 月 1 日 第 4 版
令和 6 年 4 月 1 日 第 5 版

はじめに

民泊サービス（住宅を活用して宿泊サービスを提供するもの）が世界各国で展開されており、我が国でも急速に普及しています。一方、民泊サービスに起因した近隣トラブルも少なからず発生しており社会問題となっています。

訪日外国人旅行者が急増する中、急速に拡大しつつある民泊サービスについて、その健全な普及を図るため、事業を実施する場合の一定のルールを定めた住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）が、平成 29 年 6 月 16 日に公布されました。

住宅宿泊事業法に基づく民泊サービスは、人の居住の用に供されている住宅を一時的に宿泊事業に活用するものですが、安全確保のための措置については、部屋の構造を熟知していない宿泊者が滞在することが想定されることから、住宅宿泊事業者は、非常用照明器具の設置など火災その他の災害が発生した場合における宿泊者の安全の確保を図るために必要な措置を講じなければならないこととされています。

住宅宿泊事業法に係る安全措置については、国規則第 1 条第 1 号及び第 3 号並びに国交省告示第 1109 号に規定しており、本手引きは、同告示の内容を解説したものです。前提となる住宅宿泊事業法の規定に関する解釈及び留意事項については「民泊ガイドライン」をあわせてご参照ください。

なお、本手引きについては、あくまで同告示の基本的な解釈や例示を示したものであるため、事業者におかれては、自治体の担当部局とよくご相談の上、個別の届出住宅において事業を実施いただくようお願いいたします。

【本手引き中の用語の定義】

- ・住宅宿泊事業法：住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）
- ・国規則：国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則（平成 29 年国土交通省令第 65 号）
- ・国交省告示第 1109 号：非常用照明器具の設置方法及び火災その他の災害が発生した場合における宿泊者の安全の確保を図るために必要な措置を定める件（平成 29 年国土交通省告示第 1109 号）
- ・民泊ガイドライン：「住宅宿泊事業法施行要領（ガイドライン）」（平成 29 年 12 月 26 日付け厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官、国土交通省土地・建設産業局長、国土交通省住宅局長、国土交通省観光庁次長通知）
- ・避難階：直接地上に通じる出入口がある階
- ・耐火構造：建築基準法第 2 条第 7 号に規定する構造
- ・準耐火構造：建築基準法第 2 条第 7 号の 2 に規定する構造
- ・不燃材料：建築基準法第 2 条第 9 号に規定する建築材料
- ・準不燃材料：建築基準法施行令第 1 条第 5 号に規定する建築材料
- ・難燃材料：建築基準法施行令第 1 条第 6 号に規定する建築材料
- ・耐火建築物：建築基準法第 2 条第 9 号の 2 に規定する建築物
- ・準耐火建築物：建築基準法第 2 条第 9 号の 3 に規定する建築物

1. 住宅宿泊事業法で求められる安全措置の内容（法第6条）

住宅宿泊事業法第6条における安全確保のための措置については、非常用照明器具の設置方法及びその他宿泊者の安全の確保を図るために必要な措置として、国規則第1条第1号及び第3号並びに国交省告示第1109号に規定しています。告示の具体的な規定について、以下（1）～（3）に解説いたします。

なお、国規則第1条第2号に規定している避難経路の表示についても必要な措置となりますが、民泊ガイドラインに記載の以下の留意事項をご参照ください。

【民泊ガイドライン（p.19 2-2. (2)②避難経路の表示にあたっての留意事項について）】

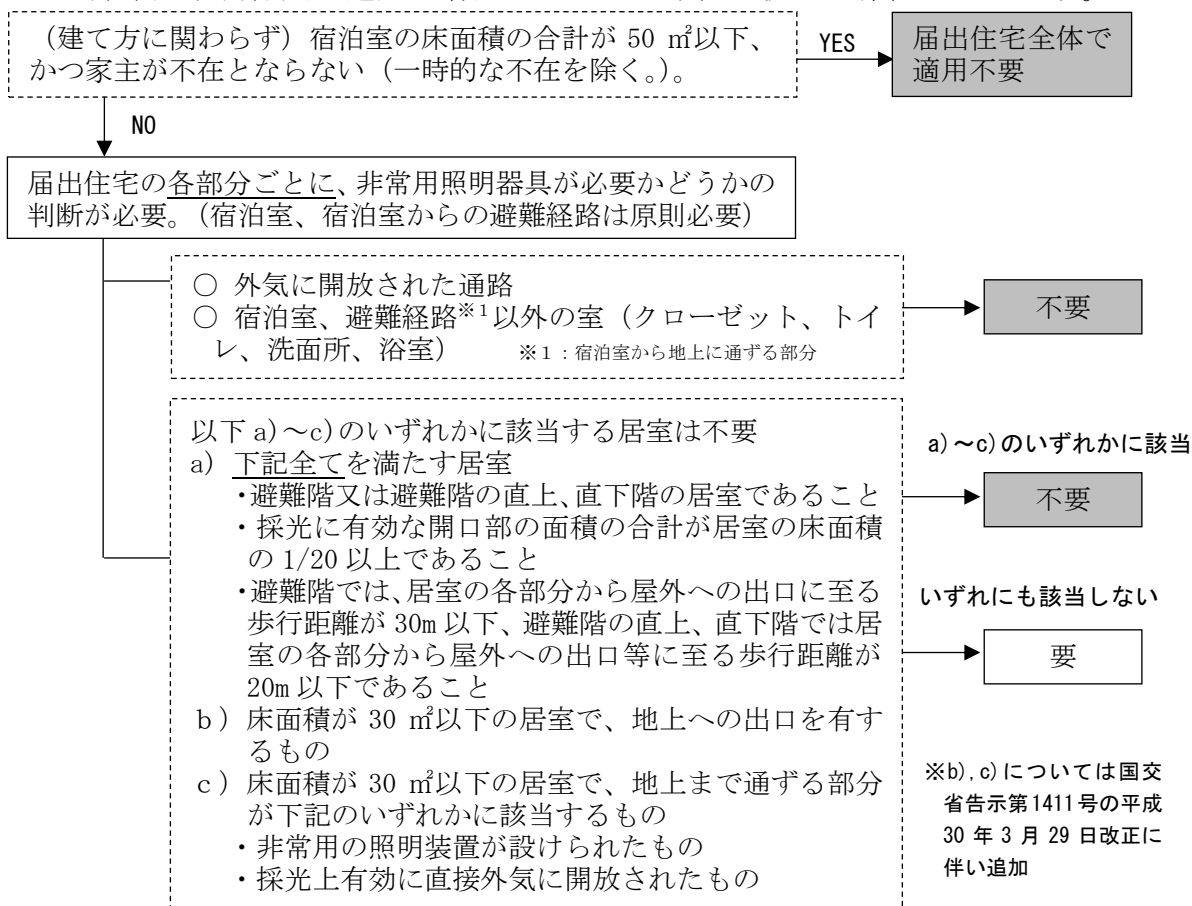
② 避難経路の表示にあたっての留意事項について

- ・ 国規則第1条第2号に規定する「避難経路の表示」にあたっては、市町村の火災予防条例により規制される地域もあることから、当該条例の規制内容を確認し、規定された事項を表示に盛り込む必要がある。
- ・ 住宅周辺の状況に応じ、災害時における宿泊者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、住宅宿泊事業者等が宿泊者に対して避難場所等に関する情報提供を行うことが望ましい。

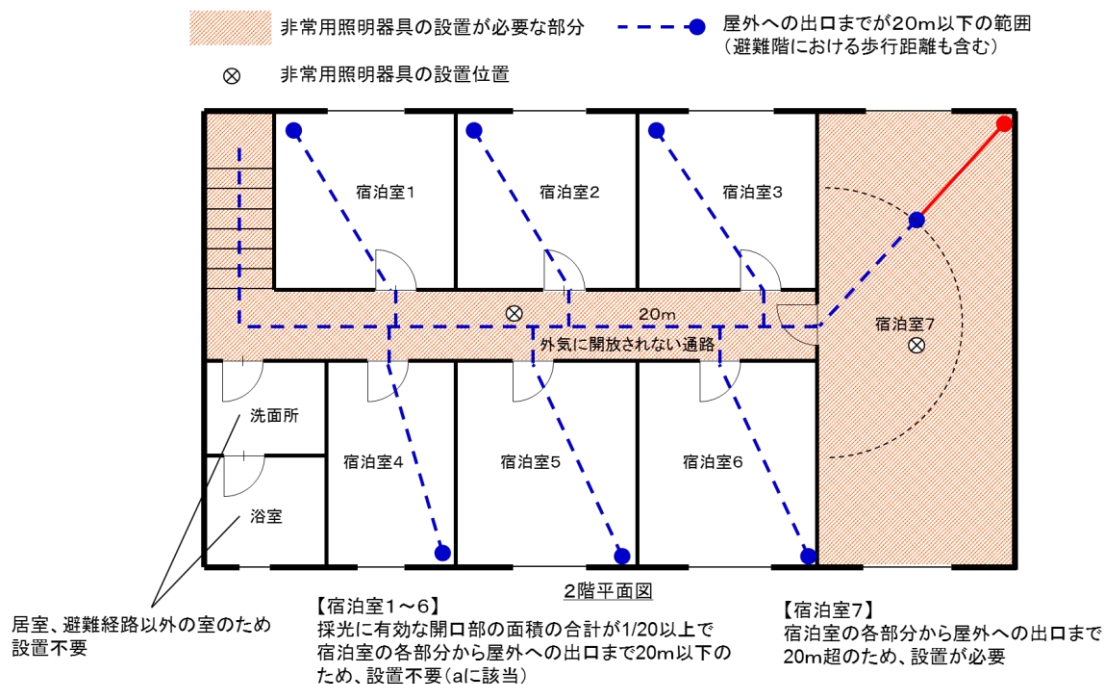
（1）非常用照明器具について（告示第一）

① 適用の有無について

非常用照明器具の適用の有無については下記の流れで確認ができます。



非常用照明器具の設置の例



② 設置器具について

非常用照明器具は、建築基準法施行令第126条の5に規定する構造基準に適合する非常用の照明装置とする必要があります。具体的には、同条及び昭和45年建設省告示1830号において耐熱性や停電時における点灯性を有するものとして、電球やソケット、電線の種類等が規定されています。

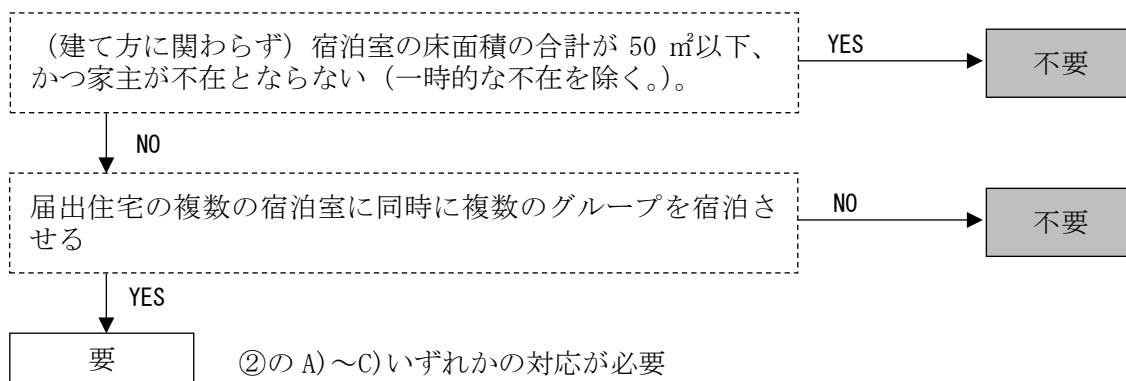
一般的には、(一社)日本照明工業会(JLMA)が建築基準法及び関連の告示の規定に適合していることを自主的に評定している、JIL適合マークが貼付されている製品がこれらに該当しています。(カタログ上の記載や製品自体への貼付により確認が可能です。)



(2) 防火の区画等について（告示第二第一号イ）

① 適用の有無について

防火の区画等の適用の有無については下記の流れで確認ができます。



② 実施内容について

①の判定によって、規定の適用のある届出住宅においては、以下の A)～C)いずれかの対応が必要です。

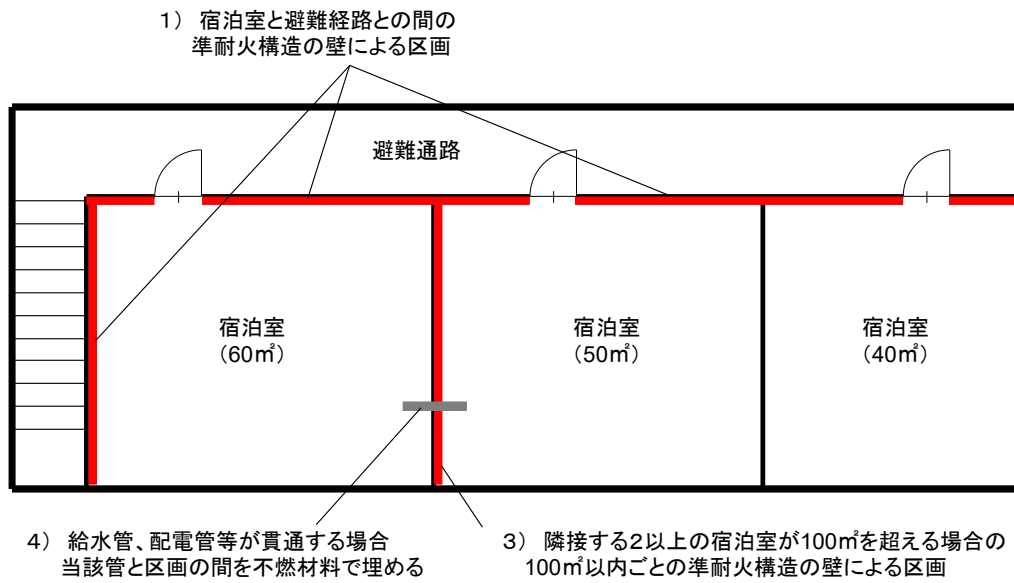
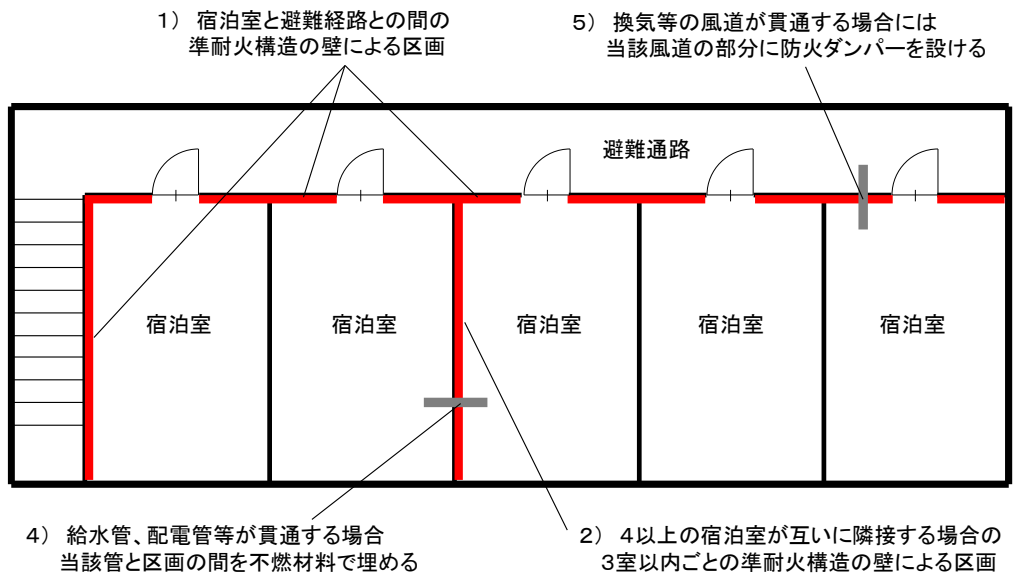
A) 防火の区画

下記の 1)～5)の区画等の措置について、該当するものを全て実施

- 1) 宿泊室と避難経路の間を準耐火構造の壁で区画し、その壁を小屋裏又は天井裏まで到達させる^{※1}。
- 2) 4以上の宿泊室が互いに隣接する場合に、宿泊室間を3室以内ごとに準耐火構造の壁で区画し、その壁を小屋裏又は天井裏まで到達させる^{※1}。
- 3) 隣接する2以上の宿泊室の床面積の合計が100 m²を超える場合には100 m²以内ごとに準耐火構造の壁で区画し、その壁を小屋裏又は天井裏まで到達させる^{※1}。
- 4) 給水管、配電管その他の管が1)から3)までの壁を貫通する場合には、当該管と準耐火構造の区画との隙間をモルタルその他の不燃材料で埋める。
- 5) 換気、暖房又は冷房の設備の風道が1)から3)までの壁を貫通する場合には、当該風道の準耐火構造の区画を貫通する部分又はこれに近接する部分に、火災による急激な温度上昇の際に自動閉鎖し、閉鎖した際に防火上支障のない遮煙性能と遮炎性能を有する防火ダンパーを設ける。

※1：フロアの天井全体が強化天井である場合等は壁による区画を小屋裏又や天井裏まで到達させる必要はない。

A) 防火の区画の対応例



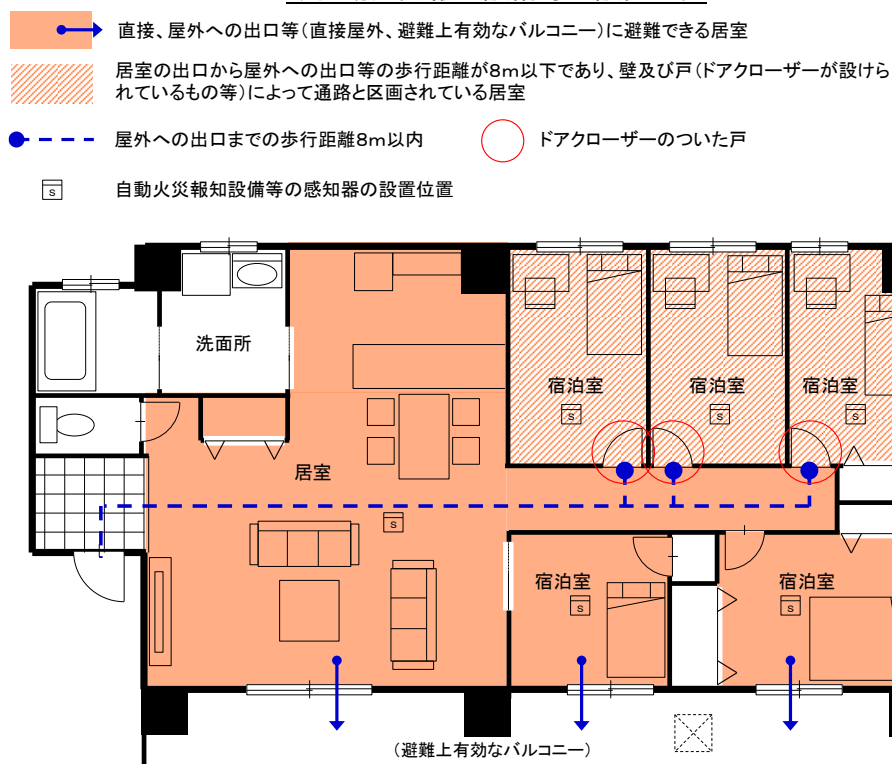
B) 自動火災報知設備等の設置

消防法令に定められている技術上の基準に適合するように自動火災報知設備等を設置した上で、居室については下記1)～3)のいずれかに適合させる。

- 1) 直接屋外への出口等※²に避難できることとする
- 2) 居室の出口から屋外への出口等※²の歩行距離を8m以下とし、壁及び戸（ドアクローザーが設けられているもの等）によって通路と区画する
- 3) 各居室及び各居室から屋外への出口等に通ずる主たる廊下その他の通路の壁（床面からの高さ1.2m以下の部分を除く。）及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とし、居室の出口から屋外への出口等※²の歩行距離が16m以下とし、壁及び戸（ドアクローザーが設けられているもの等）によって通路と区画する

※2：直接屋外へ通じる出口又は避難上有効なバルコニー（十分外気に開放されているバルコニー等）

B) 自動火災報知設備等の設置の例



C) スプリンクラー設備等の設置

床面積が200㎡以下の階又は床面積200㎡以内ごとに準耐火構造の壁・防火設備で区画されている部分に、消防法令に定められている技術上の基準に適合するようにスプリンクラー設備等を設置するか、又は消火上有効な措置を講じること。

(3) 届出住宅の規模に関する措置について（告示第二第二号イ～ホ）

① 適用の有無について

届出住宅が一戸建ての住宅又は長屋（1の長屋の複数の住戸において届出が行われている場合には、各届出住宅単位で措置を行うこととする。）である場合には、表1左欄の措置を講じる必要があります。ただし、同表右欄の例外に該当する場合は不要となります。

表 1

	講じる措置（規模の要件）	左記の例外の場合
イ	2階以上の各階における宿泊室の床面積の合計を 100 m ² 以下とすること	当該階から避難階又は地上に通ずる 2 以上の直通階段を設けている場合
ロ	宿泊者使用部分の床面積の合計を 200 m ² 未満とすること	以下のいずれかに該当する場合 1) 届出住宅が主要構造部を準耐火構造等とした建築物（特定主要構造部を耐火構造とした建築物を含む。）である場合 2) 1) 以外の場合で、宿泊者使用部分の居室及び当該居室から地上に通ずる部分の内装の仕上げとして難燃材料等が用いられている場合
ハ	各階における宿泊者使用部分の床面積の合計を 200 m ² （地階にあっては 100 m ² ）以下とすること	以下のいずれかに該当する階の場合 1) その階の廊下が 3 室以下の専用の廊下である場合 2) その階の廊下（3 室以下の専用のものを除く。）の幅が、両側に居室がある廊下にあつては 1.6m 以上、その他の廊下にあつては 1.2m 以上である場合
ニ	2 階における宿泊者使用部分の床面積の合計を 300 m ² 未満とすること	届出住宅が耐火建築物又は準耐火建築物である場合
ホ	宿泊者使用部分を 3 階（届出住宅の延べ面積が 200 m ² 未満であり、かつ、以下に掲げる基準に適合する場合にあっては、4 階）以上の階に設けないこと 1) 警報設備が設けられていること 2) 竪穴部分とそれ以外の部分とが間仕切壁又は戸（遮煙）で区画されていること	届出住宅が耐火建築物である場合

- ※ 1 「宿泊室」とは、「届出住宅の居室のうち宿泊者の就寝の用に供するもの」を指す。
 ※ 2 「宿泊者使用部分」とは、「届出住宅のうち宿泊者の使用に供する部分」（宿泊室を

含む。)を指す。

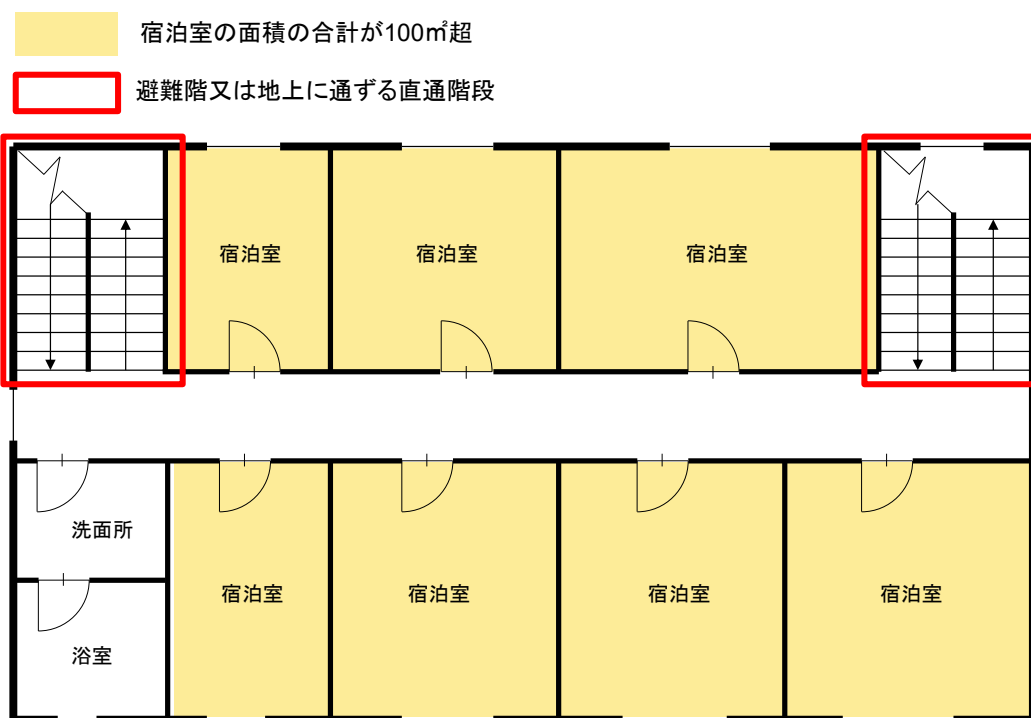
② 例外の場合について

表1の右欄に示した「例外の場合」については、それぞれ下記のとおりであり、これらの対応がなされた届出住宅についても安全措置が確保されていることとなります。

A) 表1イの例外の場合について（2以上の直通階段）

宿泊室の床面積の合計が100㎡を超える届出住宅の階において、当該階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けている場合

例外の場合の対応例



B) 表1ロの例外の場合について（内装の不燃化等）

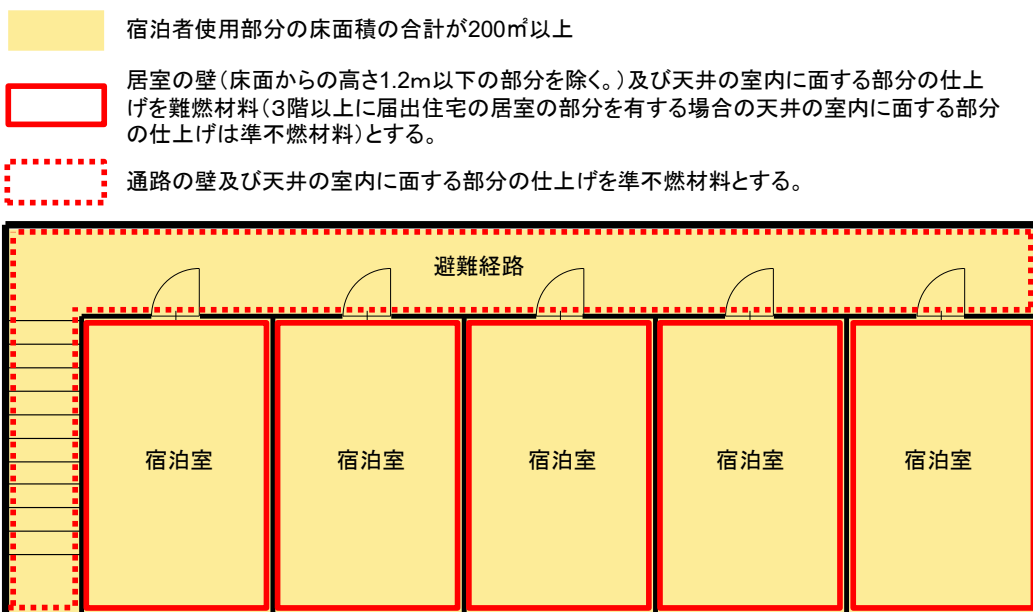
宿泊者使用部分の床面積の合計が200㎡以上の届出住宅において、下記のいずれかに該当する場合

- 1) 建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロに該当する建築物（特定主要構造部を耐火構造とした建築物を含む。）である場合
- 2) 1)以外の場合で、宿泊者使用部分の居室及び避難経路が下記の仕様等（建築基準法施行令第128条の5第1項に規定する技術的基準）で仕上げられている場合。

○居室：壁（床面からの高さ1.2m以下の部分を除く。）及び天井の室内に面する部分の仕上げが難燃材料（3階以上に届出住宅の居室の部分に有する場合、天井の室内に面する部分の仕上げは準不燃材料）

○避難経路：壁（全面）及び天井の室内に面する部分の仕上げが準不燃材料

例外の場合の対応例



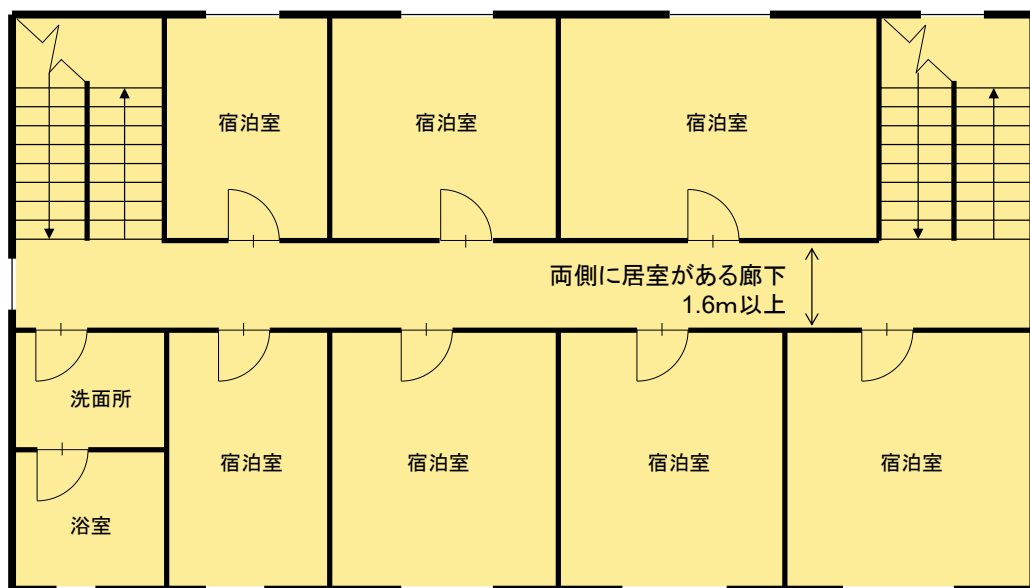
C) 表1ハの例外の場合について（廊下の幅）

宿泊者使用部分の床面積の合計が200㎡超の階の廊下が、下記のいずれかに該当する場合

- 1) 3室以下の専用の廊下である場合
- 2) 廊下（3室以下の専用のものを除く。）の幅が、両側に居室がある廊下にあつては1.6m以上、その他の廊下にあつては1.2m以上である場合

例外の場合の2)の対応例

階の宿泊者使用部分の床面積の合計が200㎡超



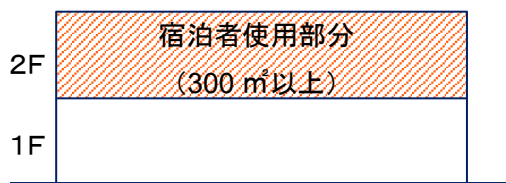
D) 表 1 ニ、ホの例外の場合について（耐火建築物等）

1) 2 階における宿泊者使用部分の床面積の合計が 300 m²以上の場合で、当該届出住宅を耐火建築物又は準耐火建築物としている場合。

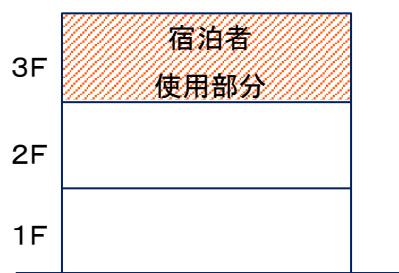
2) 宿泊者使用部分を 3 階以上の階に設ける場合で、当該届出住宅を耐火建築物としている場合。ただし、宿泊者使用部分を 3 階に設ける場合で届出住宅の延べ面積が 200 m²未満であり、かつ、以下に掲げる基準に適合する場合を除く。

○ 建築基準法施行令第 110 条の 5 に掲げる技術的基準に従って警報設備を設ける場合

○ 建築基準法施行令第 112 第 11 項に規定する堅穴部分と当該堅穴部分以外の部分とを間仕切り壁又は同条第 19 項第 2 号に規定する構造である戸で区画する場合



耐火建築物又は準耐火建築物



耐火建築物

※階数が 3 で延べ面積が 200 m²未満であり、かつ、以下を満たす場合を除く

- ・警報設備が設けられていること
- ・堅穴区画とそれ以外の部分とが間仕切り壁又は戸（遮煙）で区画されていること

2. 届出時の添付書類等について

(1) 床面積の考え方について

住宅宿泊事業の届出においては、届出書に住宅の規模（各階の床面積等）を記載することとなっています。また、当該届出においては、届出住宅の図面を添付することになっており、宿泊室及び宿泊者の使用に供する部分（宿泊室を除く。）のそれぞれの床面積等を記載することとなっています。この床面積の考え方は下記のとおりです。

○宿泊室の床面積

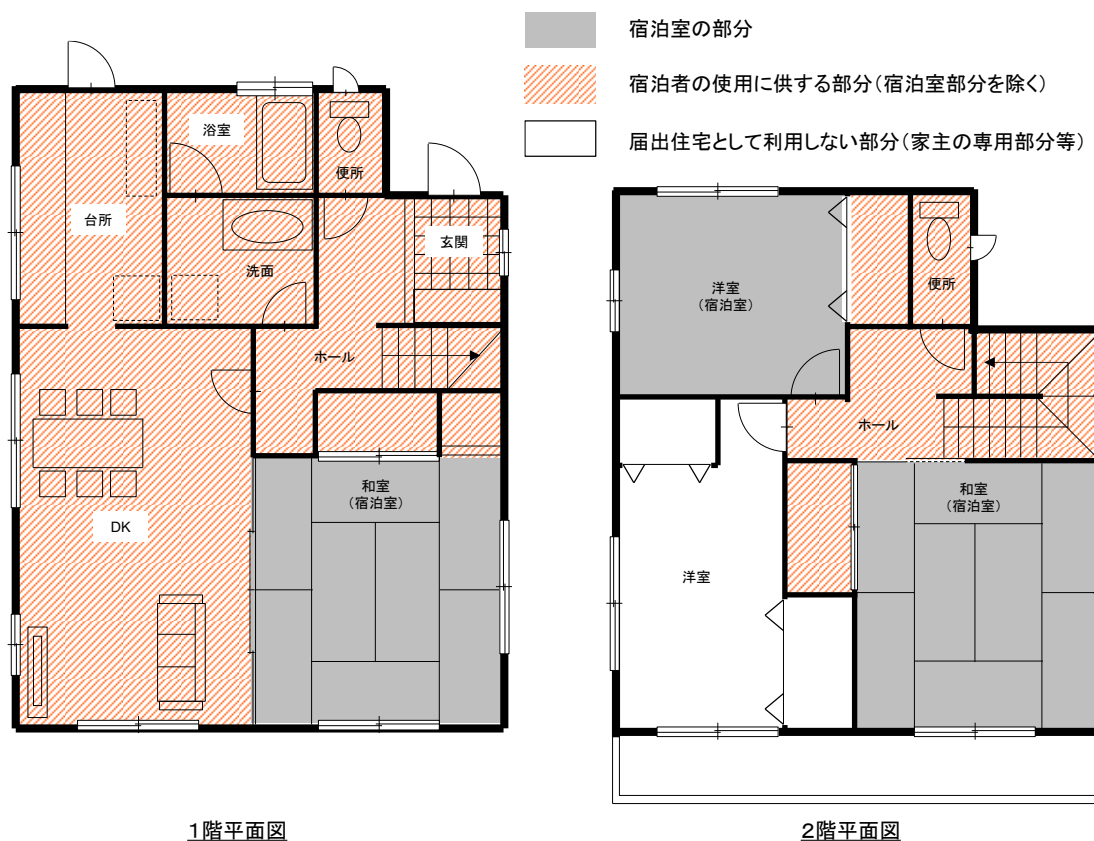
届出住宅において、宿泊者が就寝するために使用する室の床面積

○宿泊者の使用に供する部分（宿泊室を除く。）の床面積

宿泊者が占有するか、住宅宿泊事業者との共有を問わず、宿泊者が使用する部分の床面積であり、宿泊室の面積を除いた面積を表す（台所、浴室、便所、洗面所のほか、押入れや床の間を含む。）。

なお、これらの面積については「建築基準法施行令第2条第3号に規定する床面積」としており、この算定方法は壁芯としています。

届出住宅の床面積の考え方の事例

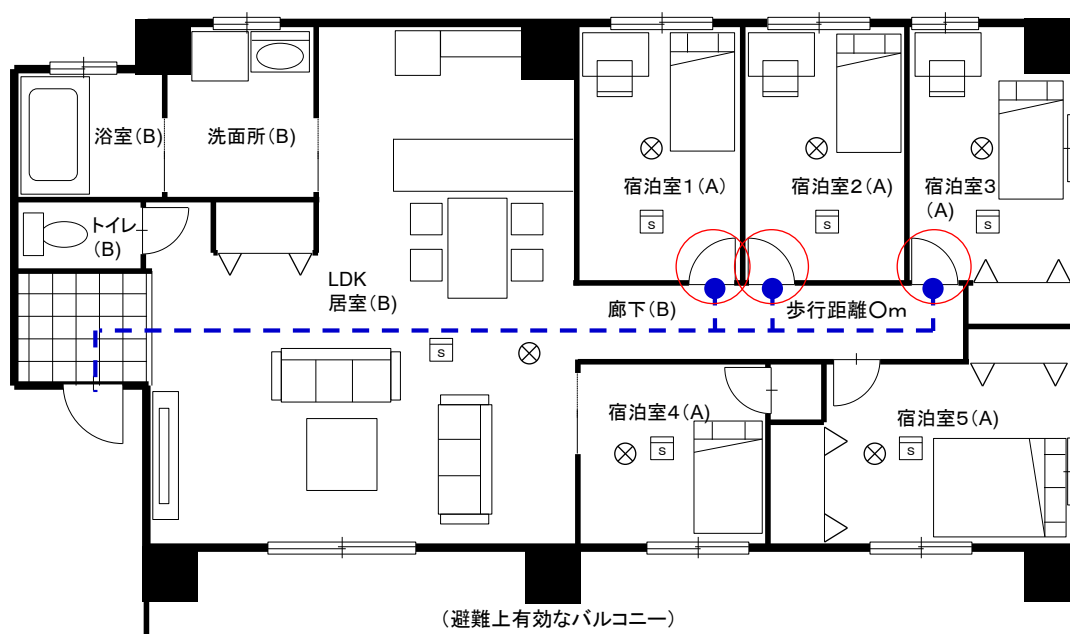


(2) 安全措置の届出住宅の図面上の記載について

民泊ガイドラインにおいて、法第6条の安全措置の実施内容を把握するため、届出の際の添付書類である住宅の図面には、省令で定められている記載事項に加え、国規則第1条第1号及び第3号に規定する措置の実施内容（非常用照明器具の位置、その他安全のための措置の内容等）について明示することとしています。明示する内容は、本手引きの1.(1)～(3)の内容です。

届出住宅の図面の記載例

- --- 屋外への出口までの歩行距離8m以内
- ドアクローザーのついた戸
- Ⓢ 自動火災報知設備(感知器)の設置位置
- ⊗ 非常用照明器具の設置位置



○階

宿泊室の床面積(A): ○○㎡

宿泊者の使用に供する部分の面積(宿泊室を除く)の床面積(B): ○○㎡

参考

住宅宿泊事業法関係条文

【住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）】（抄）

（宿泊者の安全の確保）

第六条 住宅宿泊事業者は、届出住宅について、非常用照明器具の設置、避難経路の表示その他の火災その他の災害が発生した場合における宿泊者の安全の確保を図るために必要な措置であって国土交通省令で定めるものを講じなければならない。

【国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則（平成 29 年国土交通省令第 65 号）】（抄）

（宿泊者の安全の確保を図るために必要な措置）

第一条 住宅宿泊事業法（以下「法」という。）第六条の国土交通省令で定める措置は、次に掲げるものとする。

- 一 国土交通大臣が定めるところにより、届出住宅に、非常用照明器具を設けること。
- 二 届出住宅に、避難経路を表示すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、火災その他の災害が発生した場合における宿泊者の安全の確保を図るために必要な措置として国土交通大臣が定めるもの

【非常用照明器具の設置方法及び火災その他の災害が発生した場合における宿泊者の安全の確保を図るために必要な措置を定める件（平成 29 年国土交通省告示第 1109 号）（最終改正令和 6 年 3 月 25 日国土交通省告示第 221 号）】

国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則（平成二十九年国土交通省令第六十五号）第一条第一号及び第三号の規定に基づき、非常用照明器具の設置方法及び火災その他の災害が発生した場合における宿泊者の安全の確保を図るために必要な措置を次のように定める。

- 第一 非常用照明器具は、次の各号に定めるところにより設けること。ただし、届出住宅に人を宿泊させる間、住宅宿泊事業者が不在（住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第十一条第一項第二号の国土交通省令・厚生労働省令で定める不在を除く。以下同じ。）とならない場合であって、宿泊室（届出住宅のうち宿泊者の就寝の用に供する室をいう。以下同じ。）の床面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第三号に規定する床面積をいう。以下同じ。）の合計が五十平方メートル以下であるときは、この限りでない。
- 一 建築基準法施行令第二百二十六条の五に規定する技術的基準に適合する非常用の照明装置とすること。
 - 二 宿泊室及び当該宿泊室から地上（届出住宅が共同住宅の住戸である場合にあつては、当該住戸の出口。第二第一号イ(1)において同じ。）に通ずる部分（採光上

有効に外気に開放された部分を除く。)に設けること。ただし、平成十二年建設省告示第千四百十一号に定める建築物の部分にあっては、この限りでない。

第二 国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則第一条第三号の火災その他の災害が発生した場合における宿泊者の安全の確保を図るために必要な措置は、次の各号（当該届出住宅に人を宿泊させる間、住宅宿泊事業者が不在とならない場合であって、宿泊室の床面積の合計が五十平方メートル以下であるときは、第二号）に定めるものとする。

一 同一の届出住宅内の二以上の宿泊室に、複数の宿泊者を同時に宿泊させる場合（当該複数の宿泊者を一の契約により宿泊させる場合を除く。）にあっては、次のイ又はロに掲げる措置を講じること。ただし、宿泊者使用部分（届出住宅のうち宿泊者の使用に供する部分をいう。以下同じ。）を平成二十六年国土交通省告示第八百六十号各号のいずれかに該当するものとし、かつ、宿泊者使用部分の各居室（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第四号に規定する居室をいう。以下同じ。）に、消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第七条第三項第一号に規定する自動火災報知設備又は同令第二十九条の四第一項に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等（自動火災報知設備に代えて用いることができるものに限る。）（いずれも避難上支障がない部分に感知器を設けないものを含む。）を設けた場合は、この限りでない。

イ 次に掲げる措置

- (1) 宿泊室と当該宿泊室から地上に通ずる部分とを準耐火構造（建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造をいう。以下同じ。）の壁で区画し、建築基準法施行令第百十二条第四項各号のいずれかに該当する部分を除き、当該壁を小屋裏又は天井裏に達せしめること。
- (2) 四以上の宿泊室が相接する場合には、三室以内ごとに準耐火構造の壁で区画し、建築基準法施行令第百十二条第四項各号のいずれかに該当する部分を除き、当該壁を小屋裏又は天井裏に達せしめること。
- (3) 相接する二以上の宿泊室の床面積の合計が百平方メートルを超える場合には、百平方メートル以内ごとに準耐火構造の壁で区画し、建築基準法施行令第百十二条第四項各号のいずれかに該当する部分を除き、当該壁を小屋裏又は天井裏に達せしめること。
- (4) 給水管、配電管その他の管が(1)から(3)までの壁を貫通する場合には、建築基準法施行令第百十四条第五項において準用する同令第百十二条第二十項の規定に適合すること。
- (5) 換気、暖房又は冷房の設備の風道が(1)から(3)までの壁を貫通する場合には、建築基準法施行令第百十四条第五項において読み替えて準用する同令第百十二条第二十一項の規定に適合すること。

ロ 宿泊室を建築基準法施行令第百十二条第四項に規定する自動スプリンクラー

設備等設置部分に設けること。

二 届出住宅が一戸建ての住宅又は長屋である場合にあっては、次のイからホまでに掲げる措置を講じること。

イ 二階以上の各階における宿泊室の床面積の合計を百平方メートル（建築基準法第二条第五号に規定する主要構造部が準耐火構造である場合（同条第九号の二に規定する特定主要構造部が耐火構造である場合を含む。）又は主要構造部が同条第九号に規定する不燃材料で造られている場合にあっては、二百平方メートル）以下とすること。ただし、当該階から避難階又は地上に通ずる二以上の直通階段を設ける場合は、この限りでない。

ロ 宿泊者使用部分の床面積の合計を二百平方メートル未満とすること。ただし、次の(1)又は(2)に該当する場合は、この限りでない。

(1) 届出住宅が建築基準法第二条第九号の三イに該当する建築物（特定主要構造部を耐火構造とした建築物を含む。）又は同号ロに該当する建築物である場合

(2) (1)以外の場合であって、宿泊者使用部分の各居室の壁（床面からの高さが一・二メートル以下の部分を除く。）及び天井（天井のない場合においては、屋根。以下同じ。）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下同じ。）の仕上げを建築基準法施行令第百二十八条の五第一項第一号に掲げる仕上げと、当該居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを同項第二号に掲げる仕上げとする場合

ハ 各階における宿泊者使用部分の床面積の合計を二百平方メートル（地階にあっては、百平方メートル）以下とすること。ただし、次の(1)又は(2)に該当する場合は、この限りでない。

(1) 当該階の廊下が三室以下の専用のものである場合

(2) 当該階の廊下（三室以下の専用のものを除く。）の幅が、両側に居室がある廊下にあつては一・六メートル以上、その他の廊下にあつては一・二メートル以上である場合

ニ 二階における宿泊者使用部分の床面積の合計を三百平方メートル未満とすること。ただし、届出住宅が耐火建築物（建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）又は準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。）である場合は、この限りでない。

ホ 宿泊者使用部分を三階（当該届出住宅の延べ面積が二百平方メートル未満であり、かつ、次に掲げる基準に適合する場合にあっては、四階）以上の階に設けないこと。ただし、届出住宅が耐火建築物である場合は、この限りでない。

(1) 建築基準法施行令第百十条の五に規定する技術的基準に従って警報設備を設けられていること。

(2) 当該届出住宅の堅穴部分（建築基準法施行令第百十二条第十一項に規定す

る堅穴部分をいう。以下同じ。)と当該堅穴部分以外の部分とが間仕切壁又は同条第十九項第二号に規定する構造である戸で区画されていること。

附 則

この告示は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

住宅宿泊事業法の安全措置に関するチェックリスト

安全の措置に関するチェックリスト

届出住宅の 条件等	建て方について	規模等について	A-1	A-2	B-1	B-2
	A) 一戸建ての住宅、長屋	1) 家主同居※1で宿泊室の床面積が50㎡以下 2) 上記以外	☐ ☐	☐	☐	☐
B) 共同住宅、寄宿舍	1) 家主同居※1で宿泊室の床面積が50㎡以下 2) 上記以外	☐ ☐	☐	☐	☐	☐
上記の条件による分類に応じて、下記の安全措置(①～⑦)をチェック						
安全の措置	告示第一(非常用照明器具)					
	①	非常用照明器具が設置されている	☐	☐	☐	☐
	告示第二第一号(防火の区分等)					
	②	複数グループが複数の宿泊室に宿泊しない 複数グループが複数の宿泊室に宿泊する場合、防火の区分又は警報設備等が設置されている	☐	☐	☐	☐
	告示第二第二号イ					
	③	2階以上の各階における宿泊室の床面積の合計が100㎡以下 上記以外の場合で、当該階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けている	☐	☐	☐	☐
	告示第二第二号ロ					
	④	宿泊者使用部分の床面積の合計が200㎡未満 上記以外の場合で、届出住宅が主要構造部を準耐火構造等とした建築物(特定主要構造部を耐火構造とした建築物を含む。)である 上記以外の場合で、宿泊者使用部分の居室及び当該居室から地上に通ずる部分の内装仕上げが、建築基準法施行令第128条の5第1項に規定されているとおり不燃化されている	☐	☐	☐	☐
	告示第二第二号ハ					
	⑤	各階における宿泊者使用部分の床面積の合計が200㎡(地下の階にあっては100㎡)以下 上記以外の場合で、3室以下の専用の廊下である(対象階:) 上記以外の場合で、階の廊下(3室以下の専用のものを除く。)の幅が、両側に居室がある廊下にあっては1.6m以上、その他の廊下にあっては1.2m以上である(対象階:)	☐	☐	☐	☐
	告示第二第二号ニ					
	⑥	2階における宿泊者使用部分の床面積の合計が300㎡未満 上記以外の場合で、届出住宅が耐火建築物又は準耐火建築物である	☐	☐	☐	☐
	告示第二第二号ホ					
	⑦	(1) 宿泊者使用部分が3階以上の階に設けられていない (2) 延べ面積が200㎡未満で宿泊者利用部分が3階に設けられている場合で、警報設備を設け、竪穴部分と竪穴部分以外の部分とを間仕切り壁等で区画している 上記(1)(2)以外の場合で、届出住宅が耐火建築物である	☐	☐	☐	☐

※1 届出住宅に家主が居住しており、不在(法第11条第1項第2号の一時的なものは除く。)とならない場合